

第3章 事業実施区域及び関係地域の概況

3-1 設定した関係地域及び設定の根拠

3-1-1 設定した関係地域及び設定の根拠

札幌市環境影響評価条例第4条第1項及び第5条第1項に規定される環境配慮指針及び技術指針に基づき、関連する既存資料を整理し、関係地域を調査範囲とした地域の概要把握を行った。

「関係地域」とは、事業の実施により1以上の環境要素が影響を受ける範囲である。各環境要素が影響を受ける範囲（以下「影響範囲」という。）は、対象事業の特性と調査、予測及び評価の選定項目により異なることから、次頁表3-1-1に一覧を示す。また、図3-1-1に影響範囲の設定状況を示す。

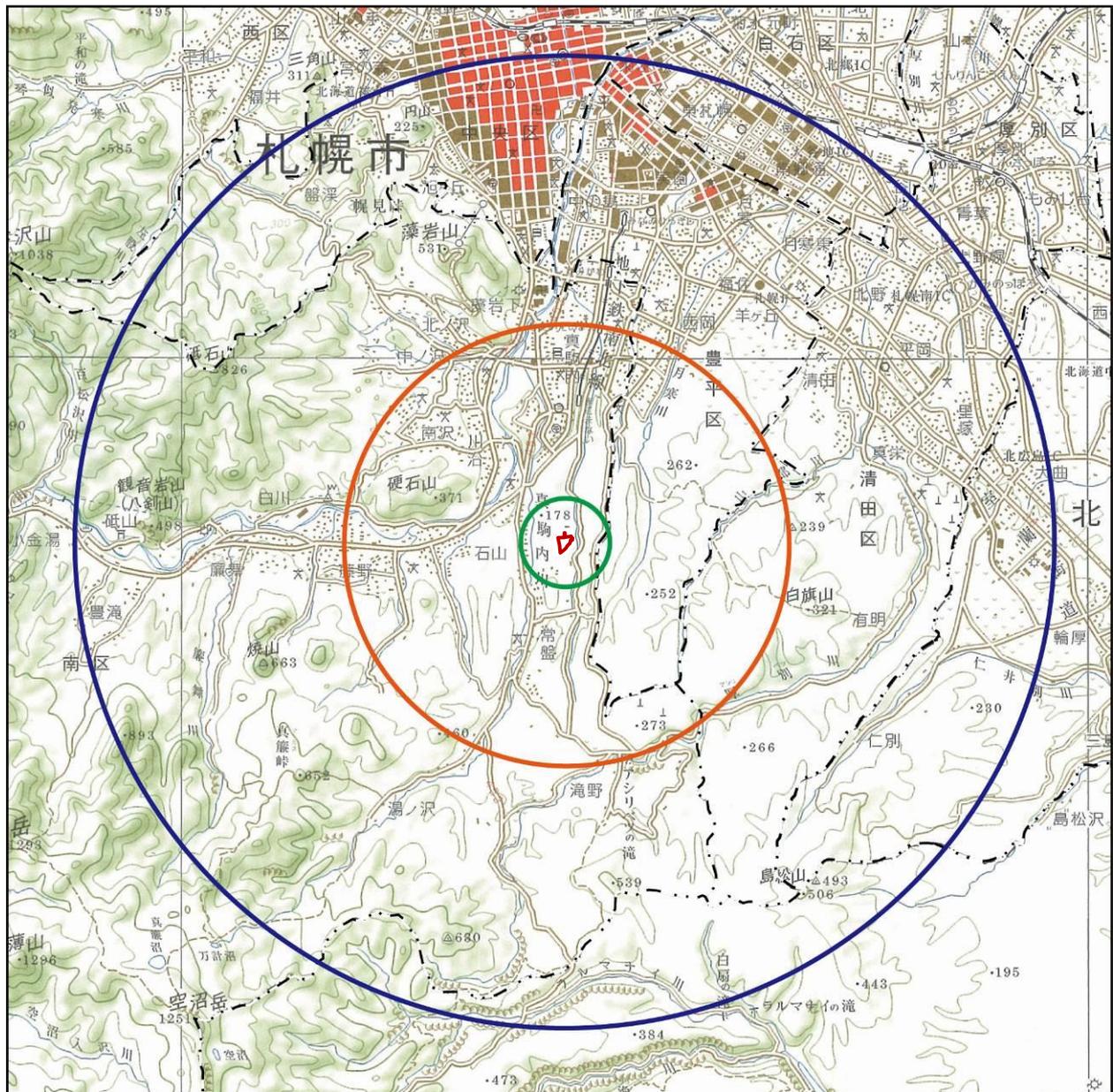
なお、設定した影響範囲のうち、最も広い範囲である事業実施区域から11kmの範囲を本事業の実施に係る関係地域とする。

表 3-1-1 影響範囲の設定及び設定根拠

項目		影響範囲の設定	設定根拠	出典等
大気質 及び 悪臭	煙突排出ガス (大気質、悪臭)	周辺の住居地域及び 想定される最大着地 濃度地点を含む5 km以 内の範囲 (煙突排出ガス)	排出ガスの最大着地濃 度地点が煙突から2 km 以内と想定した2倍以 上の範囲を設定、また、 札幌市の大気質及び土 壌ダイオキシン類の調 査地点を考慮して設定	「廃棄物 処理施設 生活環境 影響調査 指針」H19 環境省
	搬出入車両の排出ガス (大気質)	事業実施区域から1 km 以内の範囲 (車両排出ガス)	類似事例などの一般 的な距離減衰を考慮 して設定	
	施設漏洩悪臭(悪臭)	同上(施設漏洩悪臭)		
騒音 及び 振動	施設稼働による騒音 施設稼働による振動 車両 ^{注1} の騒音・振動	同上(騒音・振動)		
水質	施設排水	設定なし	施設排水は下水道に接 続し河川放流しないた め設定しない	
	工事濁水	精進川の水位・流量及び 水質観測点を含む5 km 以内の範囲 (工事濁水)	造成に係る濁水が下流 河川に及ぶ可能性があ り、水位等観測地点を考 慮して設定	
地形及び地質		事業実施区域から1 km 以内の範囲 (地形及び地質)	土地改変や土砂流下 等による重要な地 形・地質の消失や特性 変化を考慮して設定	文献及び 現地確認 資料 現地踏査 等
日照阻害		同上(日照阻害)	冬至日の日影長さ及び人 家等を考慮して設定	
電波障害		同上(電波障害)	類似事例の障害範囲を 考慮して設定	
植物		事業実施区域から1 km 以内の範囲 (植物、猛禽類を除く 動物)	移動能力及び周辺の 生息環境等を考慮し て設定	
動物	猛禽類を除く動物	事業実施区域から5 km 以内の範囲 (猛禽類及び生態系)	北海道の山間部に生息 するオオタカの営巣地 間距離 ^{注2} を考慮して設 定	
動物	猛禽類			
生態系				
人と自然との触れ合いの活動 の場		同上 (触れ合いの活動の場)	代表的な公園施設(芸術 の森及び真駒内公園)等 を考慮して設定	
景観		藻岩山展望台を含む 11km以内の範囲 (景観)	遠景眺望点(藻岩山)を 考慮して設定	
温室効果ガス		—	地球環境に係る環境要 素として設定	
廃棄物		—	環境への負荷の回避・低 減に係る環境要素とし て設定	—

注1：騒音及び振動に係る車両は、工事関係車両及び施設供用時の搬出入車両を指す。

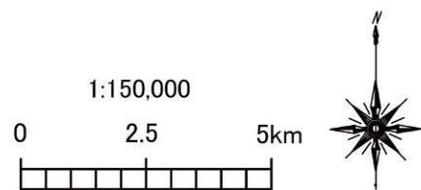
2：「北海道の猛禽類 -クマタカ,オオタカ,ハイタカ,ハチクマ,ハヤブサ,オジロワシ-」(北海道猛禽類研究会 2013)を参照。



凡 例	
	事業実施区域
	区界
	影響範囲(景観)
	影響範囲(煙突排出ガス) (工事濁水) (猛禽類及び生態系) (触れ合いの活動の場)
	影響範囲(車両排出ガス) (騒音・振動) (施設漏洩悪臭) (地形及び地質) (日照障害) (電波障害) (植物、猛禽類を除く動物)

図 3-1-1 影響範囲

注：この地図は、国土院発行の20万分の1地勢図（札幌）を拡大して使用したものである



焼却施設の排出ガスに係る大気質及び悪臭については、比較的広範囲に影響が及ぶ可能性がある判断し、札幌市が実施する発生源周辺のダイオキシン類調査地点（大気及び土壌）を参考に、図 3-1-2(1)に示す事業実施区域から 5 km 以内の範囲を「影響範囲（煙突排出ガス）」と設定する。

騒音・振動、運搬車両に係る大気質、施設から漏洩する悪臭については、他の類似事例などから広範囲に影響が及ぶ可能性は小さいと判断し、図 3-1-2(2)に示す事業実施区域から 1 km 以内の範囲を影響範囲に設定する。

水質については、施設排水を下水道に接続する計画から河川水質には影響を及ぼさないが、工事による濁水が発生する可能性があることから、下流の水質や水位等の観測地点を考慮して事業実施区域から 5 km 以内（煙突排出ガスと同様）の範囲を「影響範囲（工事濁水）」と設定する。

地形及び地質については、周辺に重要な地形及び地質と認められる地点が少ないこと、施設建設にあたり大規模な掘削工事や土地改変を計画していないことから、広範囲な影響を及ぼす可能性は小さいと判断し、事業実施区域から 1 km 以内の範囲を「影響範囲（地形及び地質）」と設定する。

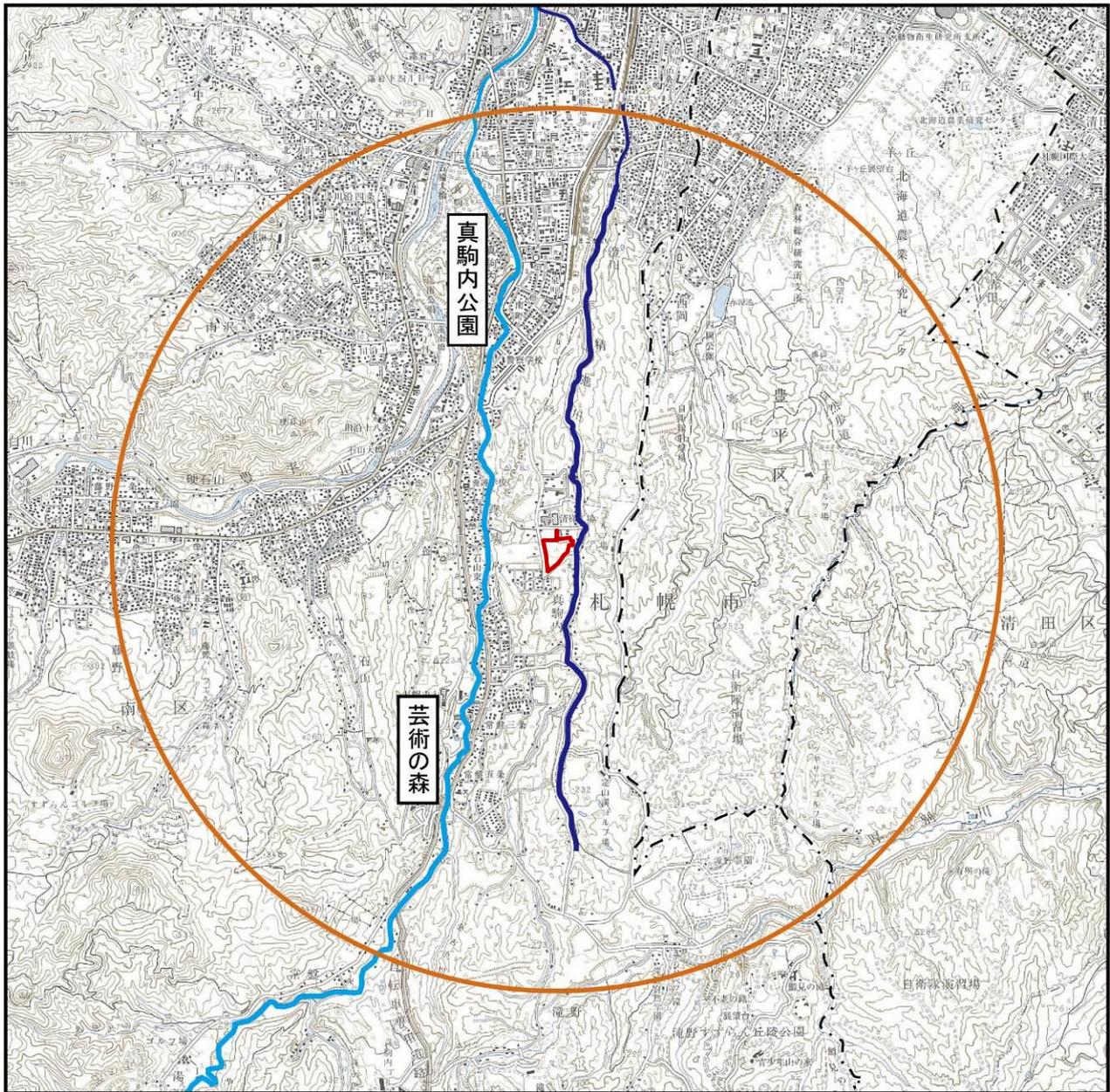
電波障害については、計画する構造物の高さから、焼却施設の類似事例の障害範囲等を考慮し、事業実施区域から 1 km 以内の範囲を「影響範囲（電波障害）」と設定する。

日照障害については、計画する施設の高さ及び冬至日の日影長さ等を考慮し、事業実施区域から 1 km 以内の範囲を「影響範囲（日照障害）」と設定する。

植物、動物及び生態系については、生物の移動能力から影響範囲を設定した。植物及び猛禽類を除く動物は、それぞれ図 3-1-2(2)に示す事業実施区域から 1 km 以内の範囲を「影響範囲（植物）」及び「影響範囲（猛禽類を除く動物）」に設定する。猛禽類を含む生態系については、北海道の山間部に生息するオオタカの営巣地間距離を考慮して図 3-1-2(1)に示す 5 km 以内の範囲に設定し、「影響範囲（猛禽類及び生態系）」とする。

景観については、代表的眺望点である藻岩山展望台を含む、図 3-1-2(3)に示す 11km の範囲を「影響範囲（景観）」と設定する。

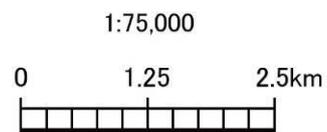
人と自然との触れ合いの活動の場は、周辺の代表的な活動の場である芸術の森や真駒内公園を含む、5 km 以内の範囲を「影響範囲（触れ合いの活動の場）」として設定する。

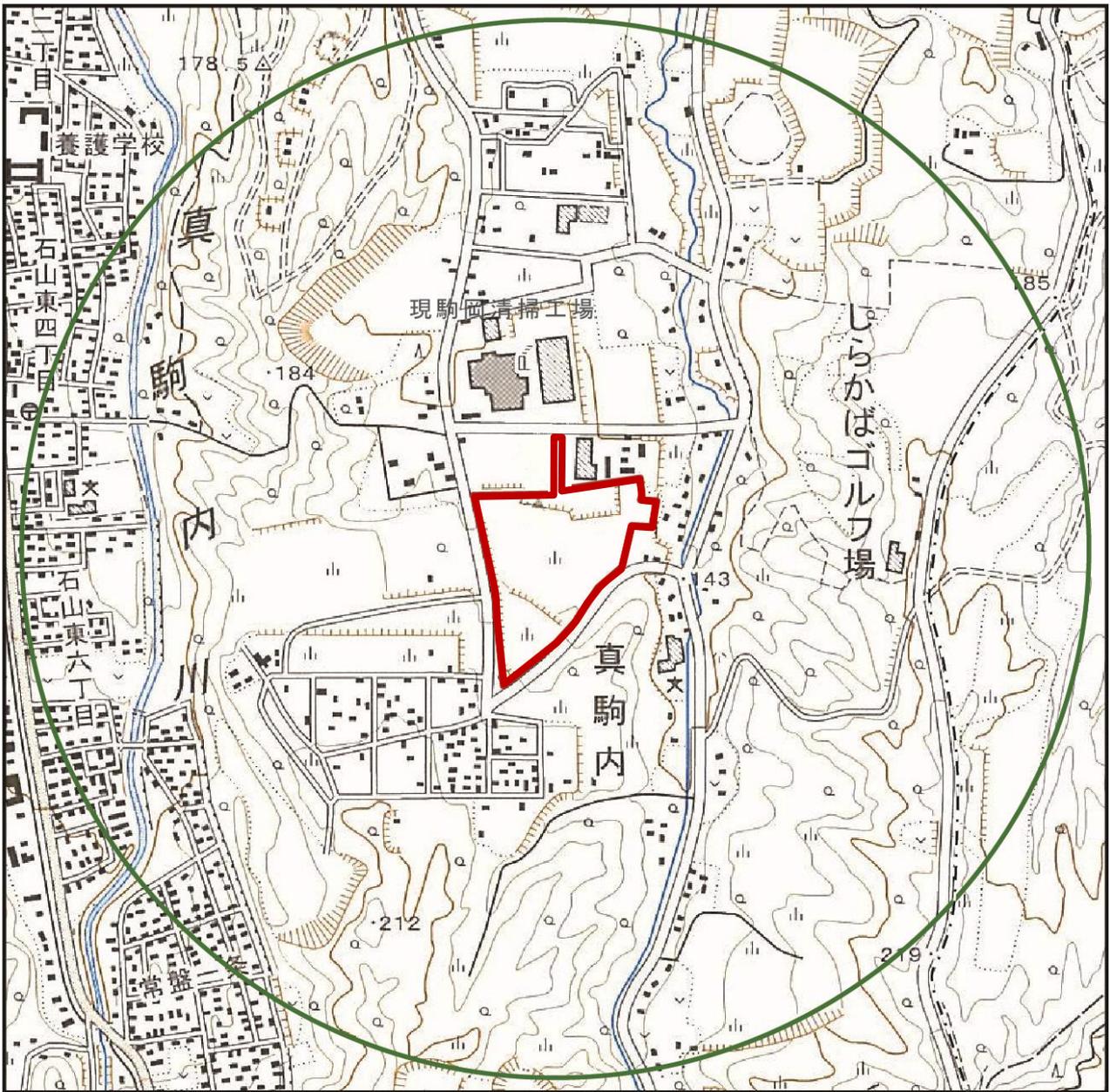


凡 例	
	事業実施区域
	区界
	影響範囲 (煙突排出ガス) (工事濁水) (猛禽類及び生態系) (触れ合いの活動の場)
	精進川
	真駒内川

図 3-1-2(1) 影響範囲
(煙突排出ガス)
(工事濁水)
(猛禽類及び生態系)
(触れ合いの活動の場)

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（札幌、石山）を縮小して使用したものである

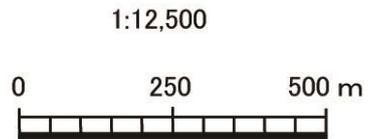


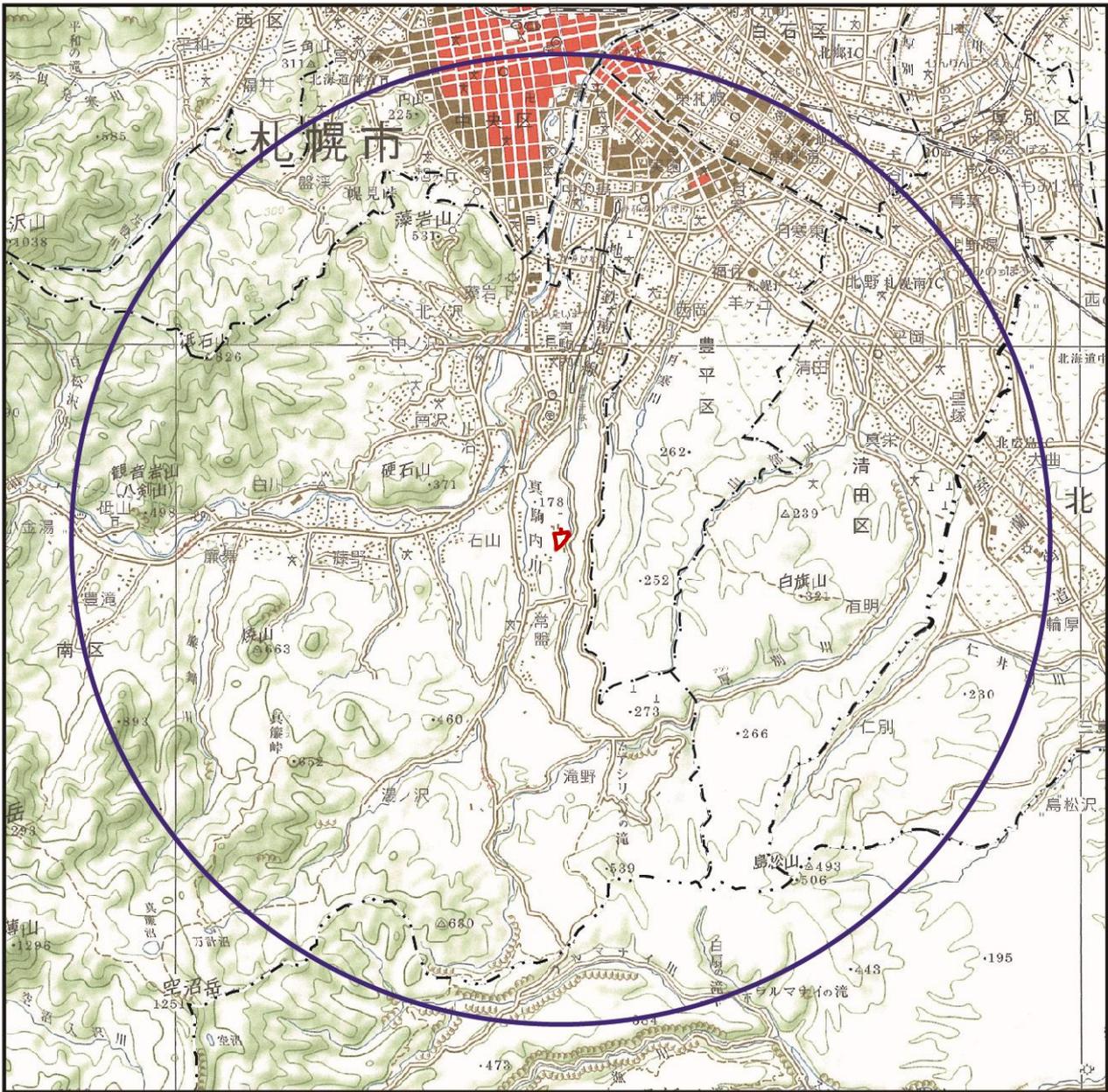


凡 例	
▮	事業実施区域
---	区界
○	影響範囲 (車両排出ガス) (騒音・振動) (施設漏洩悪臭) (地形及び地質) (日照障害) (電波障害) (植 物) (猛禽類を除く動物)

図 3-1-2(2) 影 響 範 囲
 (車両排出ガス)
 (騒音・振動)
 (施設漏洩悪臭)
 (地形及び地質)
 (日照障害)
 (電波障害)
 (植 物)
 (猛禽類を除く動物)

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである

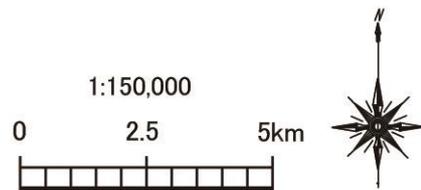




凡 例	
	事業実施区域
	区界
	市町村界
	影響範囲(景観)

図 3-1-2(3) 影響範囲(景観)

注：この地図は、国土地理院発行の20万分の1地勢図(札幌)を拡大して使用したものである



3-1-2 関係地域の概況

(1) 自然的状況

1) 地域の生活環境に係る項目

影響範囲（煙突排出ガス）、（騒音・振動）、（施設漏洩悪臭）、（工事濁水）については、大気汚染、騒音、振動及び水質の公害関係法令に基づく届出施設が存在しているが札幌市が実施する一般環境大気汚染測定結果及び土壌ダイオキシン類の測定結果は環境基準等を達成している。また、悪臭発生施設は存在しない。

河川の水質については、大腸菌群数が環境基準を超える傾向にあるが、特に悪化傾向は見られない。

2) 地域の自然的状況に係る項目

事業実施区域の周辺の植生区分は造成地が多いが、周辺の低山には、シラカンバ・ミズナラ群落に代表される落葉広葉樹林が広がっている。

また、事業実施区域の北方 3.5 km の位置に真駒内公園が、南方約 2.3 km の位置に芸術の森が、南方約 5 km の位置には滝野すずらん丘陵公園が存在し、豊かな自然環境を形成している。

(2) 社会的状況

1) 地域の社会的状況に係る項目

事業実施区域周辺は市街化調整区域であるが、事業実施区域の南方向には真駒内駒岡団地があり、西方向の石山東地区は住宅地となっている。また、現駒岡清掃工場の北側には、札幌市保養センター駒岡がある。

事業実施区域までの主な公共交通機関は、地下鉄真駒内駅からの北海道中央バスであり、現駒岡清掃工場まで約 3.0 km、約 10 分の距離である。

札幌市内から事業実施区域への主要アクセス道路は国道 453 号、市道駒岡真駒内線や市道真駒内滝野線であり、市道真駒内滝野線沿線には駒岡小学校が存在する。

なお、駒岡地区の歴史については、「第 3 章 3-3 社会的状況 3-3-2 環境関係法令に係る項目 (4) 自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況 11) 駒岡の歴史」において記載している。

2) 環境関係法令等に係る項目

事業実施区域については、札幌市が悪臭の規制地域に指定しているが、騒音に係る環境基準の類型指定地域、騒音及び振動の規制区域には指定していない。

事業実施区域の流域河川である精進川、また西方向を流れる真駒内川は、河川の水質に係る環境基準 A 類型に指定されている。

また、事業実施区域及びその周辺においては、自然環境の保全に関する法令に基づき指定された区域及び地域はない。

事業実施区域の北方 3.5 km の位置にある真駒内公園は、保安林や鳥獣保護区等に指定されている。